

「不法投棄をしない！させない！ゆるさない！」
11月は不法投棄撲滅強化月間です！

●不法投棄は犯罪です！

空き地や山間部などでは、電化製品などの不法投棄が後を絶ちません。きれいな環境づくりには、皆さんの協力が必要です。

●自分の敷地に不法投棄！

土地建物の所有者または管理者は、不法投棄された場合、そのごみを自らの責任で処理しなければいけません。

●ごみの処理は誰の責任？

●不法投棄の被害を受けた方にとつて大きな負担に！

「大磯町美しいまちづくり条例」により、土地の所有者は不法投棄がされないように、土地の適正な管理に努めなければなりません。空き地や山林などの所有者は、不法投棄がされない環境づくりのために、草刈りや柵の設置、看板の掲示等にご協力ください。
※不法投棄をしているところを目撃したら、すぐに警察に通報してください。



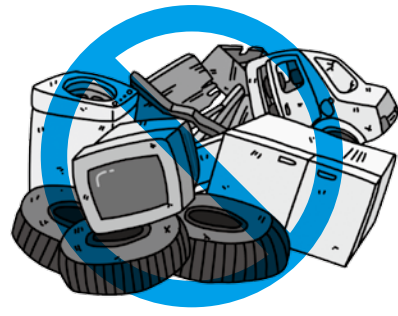
●「ポイ捨て」も不法投棄！

軽い気持ちから、空き缶やたばこの吸い殻を投げ捨てる行為も、不法投棄になります。

「大磯町美しいまちづくり条例」では、ポイ捨てを禁止しており、違反すると罰金が科される場合があります。

●不法投棄は海洋汚染に

つながります！
町は、県の「かながわプラごみゼロ宣言」に賛同しています。ペットボトルやレジ袋などのポイ捨てをしないことも、海洋汚染問題やマイクロプラスチック問題への対策としてとても大切なことです。



問 環境課 ☎ (72) 4438

臨時「ごみ」の持ち込みについての案内

粗大ごみや粗大ごみ以外の臨時ごみをリサイクルセンターに持込むことができます。

▼受付時間

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）9時～11時30分
土曜日（年末年始を除く）9時～11時30分

▼持ち込みに必要な物

町内で出たごみだと確認が取れる書類（身分証明書等）

▼手数料

110円/10kg（一般家庭）
240円/10kg（事業所）

▼美化センターからお願い

・町美化センターへの電話連絡では、持ち込み物をお聞きします。電話で判断が難しい場合は、現場にて判断します。
・ごみは分別品目ごとに分別してください。
・新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクの着用、検温のご協力をお願いします。

▼注意事項

・町で処分できない物はお引き取りできません。販売店や専門の処理業者へご相談ください。
・車両からのごみの積み下ろしは、ごみを持ち込みされる方ご自身で行っていただきます。

▼その他

・家電リサイクル券の料金確認についてはメーカーや品目によって料金が異なります。家電リサイクル券センターにお問合せください。

☎ 0120 (31) 9640

https://www.rkc.aeha.or.jp/

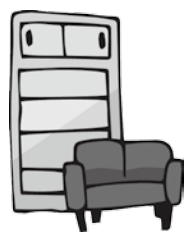
・パソコンの処分については町と協定を締結しているリネットジャパンリサイクル(株)に出すことができます。
☎ 0570 (085) 800
https://www.renet.jp/

【ご注意ください】

・家電4品目は、持込時に手数料は発生しませんが、事前に家電リサイクル券（郵便局）と運搬手数料券（町美化センター、役場町民課、国府支所）の購入が必要です。
・粗大ごみシール券は不要です。
・持込みの場合は、町指定袋を使用する必要があります。

問 美化センター

☎ (72) 4438



資源化（リサイクル）や安全のために必ず分別をしてください

リサイクルセンターに搬入された容器包装プラスチックの中に包丁がむき出しのまま混入していました。

容器包装プラスチック等の資源は回収後、リサイクル業者へ引き渡す前に機械や手作業による選別を行っています。今回は作業員が気付きましたが、大きな機械の故障やケガになる恐れがあります。

また、分別がされずまま出されると、リサイクル業者等から資源物の受取りを拒否されるなどして資源化（リサイクル）できなくなる恐れがあります。そのため、容器包装プラスチック等を出す際は、必ず分別をお願いします。

分別の際は、町で配布している「ごみと資源の分け方・出し方ガイドブック」や町ホームページを活用してください。



包丁が2本混入していました

問 美化センター ☎ (72) 4438